

飯山市ブロック塀等撤去安全対策事業補助金交付要綱案

1 制定の理由

地震によるブロック塀等の倒壊から市民の生命、身体、財産を保護するため、倒壊の危険のあるブロック塀等の撤去費用の一部を所有者に対し交付することについて、必要な事項を定めるもの。

2 制定の概要

(1) 用語の意義について定める。(第2条関係)

- ・ コンクリートブロック、レンガ、石材等を用いた組積造のもの

(2) 補助金の交付対象、交付条件等について定める。(第3条、第6条関係)

- ・ 道路に面して設置されているブロック塀等(道路に面した部分の全面を撤去する場合)であって、次のいずれかに該当するもの

ア 建築基準法第10条第1項又は第3項に規定する建築物に該当するブロック塀等

イ 建築基準法施行令第61条又は第62条の8に定める技術的基準に適合しないブロック塀等で、道路面からの高さが1メートルを超えるもの

- ・ 倒壊のおそれがあり、安全確保上、市長が撤去の必要があると認めたブロック塀等

(3) 適用除外について定める。(第4条関係)

- ・ 所有者が国や地方公共団体等のブロック塀等
- ・ 飯山市景観形成住民協定区域内のブロック塀等

(4) 補助金の対象経費及び補助率について定める。(第5条関係)

- ・ ブロック塀等の撤去に係る費用の1/2。10万円を限度とする。

(5) 補助金の申請等事務手続きについて定める。(第7条～第10条関係)

(6) 補則について定める。(第11条関係)

3 施行期日等

告示の日から施行

4 財源措置の関係

平成30年9月補正計上 1,000千円

5 市議会提案時期

なし

6 その他参考事項

- ・ 大阪での事故の後、当該ブロック塀等に注目が集まり、各市町村では、直営による撤去(学校施設)、補助による撤去推進が増えた。
- ・ 内部の配筋状況等の調査については、計測が撤去費用と同等程度と予算的にも大きく

なることが見込まれるため、この要綱では、対象としない。

【参考条文】

建築基準法

(保安上危険な建築物等に対する措置)

第10条 保安上危険な建築物等に対する措置に関する事項で、特定行政庁が、不適切な建物に対して、必要な措置の勧告をすることができるもの。

建築基準法施行令

(組積造のへい)

第61条 組積造のへいは、次の各号に定めるところによらなければならない。

- ① 高さは、1.2メートル以下とすること。
- ② 各部分の壁の厚さは、その部分から壁頂までの垂直距離の10分の1以上とすること。
- ③ 長さ4メートル以下ごとに、壁面からその部分における壁の厚さの1.5倍以上突出した控壁(木造のものを除く。)を設けること。ただし、その部分における壁の厚さが前号の規定による壁の厚さの1.5倍以上ある場合においては、この限りでない。
- ④ 基礎の根入れの深さは、20cm以上とすること。

(塀)

第62条の8 補強コンクリートブロック造の塀は、次の各号(高さ1.2メートル以下の塀にあつては、第5号及び第7号を除く。)に定めるところによらなければならない。ただし、国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

- ① 高さは、2.2メートル以下とすること。
- ② 壁の厚さは、15センチメートル(高さ2メートル以下の塀にあつては、10センチメートル)以上とすること。
- ③ 壁頂及び基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に、それぞれ径9ミリメートル以上の鉄筋を配置すること。
- ④ 壁内には、径9ミリメートル以上の鉄筋を縦横に80センチメートル以下の間隔で配置すること。
- ⑤ 長さ3.4メートル以下ごとに、径9ミリメートル以上の鉄筋を配置した控壁で基礎の部分において壁面から高さの5分の1以上突出したものを設けること。
- ⑥ 第3号及び第4号の規定により配置する鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げて、縦筋にあつては壁頂及び基礎の横筋に、横筋にあつてはこれらの縦筋に、それぞれかぎ掛けして定着すること。ただし、縦筋をその径の40倍以上基礎に定着させる場合にあつては、縦筋の末端は、基礎の横筋にかぎ掛けしないことができる。
- ⑦ 基礎の丈は、35センチメートル以上とし、根入れの深さは30センチメートル以上とすること。

飯山市ブロック塀等撤去安全対策事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成 年 月 日

飯山市長 足立 正則

飯山市ブロック塀等撤去安全対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の生命、身体及び財産を地震によるブロック塀等の倒壊から保護するため、所有者が行うブロック塀等の撤去に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、飯山市補助金等交付規則（昭和36年飯山市規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、当該各号に掲げるものとする。

- (1) ブロック塀等 コンクリートブロック、レンガ、石材等を用いた組積造のもの
- (2) 道路 道路法（昭和27年法律第180号）に規定する道路、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第2号若しくは第2項に規定する道路又は学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第27条の規定により学校が定める通学路、その他これらと同等とみなし市長が認めたもの
- (3) 2項道路 法第42条第2項に規定する道路
- (4) 撤去 組積造の塀を取り壊すこと。

(補助金の交付対象)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たすブロック塀等の撤去とする。

- (1) 道路に面して設置されているブロック塀等
 - (2) 次のア又はイのいずれかに該当するブロック塀等
 - ア 法第10条第1項又は第3項に規定する建築物に該当するブロック塀等
 - イ 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第61条又は第62条の8に定める技術的基準に適合しないブロック塀等で、道路面からの高さが1メートルを超えるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、倒壊のおそれがあり、安全確保上、市長が撤去の必要があると認めたブロック塀等の撤去については、補助金の交付対象とする。

(適用の除外)

第4条 この要綱は、次の各号に該当する場合には適用しない。

- (1) ブロック塀等の所有者が、国又は地方公共団体の場合

(2) 飯山市景観形成住民協定区域内のブロック塀等を撤去する場合

(補助金の対象経費及び補助率)

第5条 補助金の交付対象となる経費は、第3条に規定するブロック塀等の撤去に要する経費とし、補助率は2分の1以内とする。ただし、10万円を限度とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付条件)

第6条 次の各号に掲げる事項は、補助金の交付条件とする。

- (1) 必要な安全対策を行うことを除き、第3条第1項第1号に規定する道路に面する面に設置されているブロック塀等を全て撤去すること。
- (2) 2項道路において、撤去後、ブロック塀等を設置する場合、道路中心線から2メートル以上離すこと。

(補助金の交付申請)

第7条 規則第3条に規定する申請書は、飯山市ブロック塀等撤去安全対策事業補助金交付申請書(様式第1号)によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次の各号に掲げるとおりとし、各1部を提出するものとする。

- (1) 案内図
- (2) 縮尺500分の1以上の撤去(工事)箇所の平面図
- (3) 撤去費の見積書(設計書)
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 前2項に規定する書類の提出期限は、撤去工事の着工日の30日以上前とする。

(補助事業の内容の変更等)

第8条 規則第11条の2第1項に規定する申請書は、飯山市ブロック塀等撤去安全対策事業補助金(変更・中止・廃止)承認申請書(様式第2号)によるものとする。

(実績報告)

第9条 規則第12条第1項に規定する実績報告書は、飯山市ブロック塀等撤去安全対策事業補助金実績報告書(様式第3号)によるものとする。

2 規則第12条第1項に規定する関係書類は、次の各号に掲げるとおりとし、各1部を提出するものとする。

- (1) 工事工程写真(撤去工事時)
- (2) 補助事業に係る領収書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 前2項に規定する書類の提出期限は、補助事業の完了した日から起算して14日を経過した日までとする。

(補助金の交付請求)

第10条 規則第14条の3に規定する請求書は、飯山市ブロック塀等撤去安全対策事業補助金交付請求書(様式第4号)によるものとする。

(補則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

(様式第1号) (第7条関係)

飯山市ブロック塀等撤去安全対策事業補助金交付申請書

年 月 日

飯山市長 あて

住所

氏名 ㊟

連絡先 (電話)

法人にあたっては、主たる事務所の所在地、
名称および代表者の氏名

年度において、飯山市ブロック塀等撤去安全対策事業を下記のとおり実施したいので、
補助金 円を交付してください。

記

1. 補助事業の内容

2. 補助事業の完了予定年月日

年 月 日

3. 添付書類

- (1) 案内図
- (2) 施工箇所平面図 (縮尺 500 分の 1 以上)
- (3) 撤去工事の見積書 (設計書)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(様式第2号) (第8条関係)

飯山市ブロック塀等撤去安全対策事業
変更・中止・廃止 承認申請書

年 月 日

飯山市長 あて

住所

氏名 ⑩

連絡先(電話)

(法人にあたっては、主たる事務所の所在地、
名称および代表者の氏名)

年 月 日付け飯山市指令 第 号で補助金の交付決定のあった
年度飯山市ブロック塀等撤去安全対策事業を下記のとおり変更・中止・廃止したい
ので、承認してください。

記

1. 変更・中止・廃止 の理由

2. 変更・中止・廃止 の内容

3. その他

(様式第3号) (第9条関係)

飯山市ブロック塀等撤去安全対策事業実績報告書

年 月 日

飯山市長 あて

住所

氏名

㊦

連絡先(電話)

〔法人にあたっては、主たる事務所の所在地、
名称および代表者の氏名〕

年 月 日付け飯山市指令 第 号で補助金の交付決定のあった
年度飯山市ブロック塀等撤去安全対策事業を下記のとおり実施しました。

記

1. 補助事業の内容

2. 補助事業の完了年月日

年 月 日

3. 添付書類

- (1) 工事工程写真
- (2) 補助事業に係る領収書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

※審査欄

補助金交付確定額	円(総事業費)		円)
検査年月日	年 月 日	検査者職氏名	㊦
備考			

(様式第4号) (第10条関係)

飯山市ブロック塀等撤去安全対策事業補助金交付請求書

年 月 日

飯山市長 あて

住所

氏名 ㊟

連絡先(電話)

(法人にあたっては、主たる事務所の所在地、
名称および代表者の氏名)

年 月 日付け飯山市指令 第 号で確定のあった、 年度飯山市ブロック塀撤去安全対策事業補助金を下記のとおり交付してください。

記

1. 請求額 円

補助金等の振込先	金融機関名	
	口座種別	普通・当座
	口座番号	
	(フリガナ) 口座名義人	
備考	補助確定額	円

※概算払の場合は、補助金等概算払決定通知書の写し、その他の場合は、補助金等交付額確定通知書の写しを添付すること。